

平成 23 年 7 月 15 日
都市部開発指導課

診療所の建築行為等に係る都市計画法第 34 条第 14 号の取扱指針

市街化調整区域内において、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所（同条第 1 項に規定する病院は除く。）を建築するにあたり、次の取扱指針に該当する場合は、法第 34 条第 14 号又は政令第 36 条第 1 項第 3 号ホによる審査の対象とする。

1（適用対象）

- ① 医療機関の開設にあたっては、当該施設の設置及び運営が関係法令を遵守するものであり、本市の地域医療の向上が見込まれることについて関係部局の確認がとれたものであること。
- ② 当該施設の申請及び経営は診療所を開設する者が行うこととし、申請者が当該施設の開設に必要な資格免許及び資金を有していること。

2（土地要件）

- ① 当該施設を建築しようとする土地は、提案基準⑧「既存宅地」における建築物の連たんに関する基準に該当すること。
- ② 当該施設の敷地は、幅員 4.0 メートル以上の既存道路（建築基準法第 42 条第 1 項道路）に接していること。
- ③ 敷地面積は、300 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満とすること。
- ④ 敷地内に適正な規模の駐車場を確保すること。
- ⑤ 当該施設を建築しようとする土地は、申請者が所有権を有すること若しくは当該施設の耐用年数以上と同程度に長期の賃貸借契約が締結されていること。

3（施設規模等）

- ① 当該施設の延べ面積は、居住部分を除き概ね 200 平方メートル以下とすること。
- ② 当該施設は、市街化調整区域における建築物の建築に係る形態制限に適合させること。
- ③ 当該施設は、診療所としての機能を有するものであって、建築物の用途が診療所として建築確認を受けられるものであること。
- ④ 当該施設に住宅を併設する場合には、当該施設の部分が建築物全体の 50 パーセント以上あること。また、住宅を併設しないで宿直室等当該施設を管理するための施設を併設する場合には、その部分の延べ面積は 25 平方メートル以下とすること。
- ⑤ 敷地内の緑化として、20 パーセント以上の緑地を確保すること。

4 (その他)

- ① 申請地には特にやむを得ないと認められる場合を除いて、次に掲げる地域地区等を含まないこと。
 - (1) 自然環境保全地域（自然環境保全条例第2条に規定するものをいう。）
 - (2) 近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法第3条第1項に規定するものをいう。）
 - (3) 特別緑地保全地区（都市緑地法第12条第1項に規定するものをいう。）
 - (4) 保安林及び保安施設地区（森林法第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項に規定する保安林及び同法第41条第1項に規定する保安施設地区をいう。）
 - (5) 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定するものをいう。）
 - (6) 史跡名勝天然記念物の保全に影響を及ぼす区域（文化財保護法第109条第1項、神奈川県文化財保護条例第31条第1項又は文化財保護条例第3条第1項に規定するものをいう。）
- ② 申請地が農地である場合は、農地転用の許可が受けられるものであること。
- ③ 申請地が風致地区内である場合は、風致地区内行為の許可が受けられるものであること。

(施行期日)

- ・この取扱指針は、平成23年7月15日から施行する。

注)

I：(適用対象) ①の「当該施設の設置及び運営が関係法令を遵守するものであり、本市の地域医療の向上が見込まれることについて関係部局の確認がとれたものであること。」とは、医療施策担当部局と事前協議がなされており、当課からの開設の見込みに関する意見照会に対して回答が得られるものをいう。

○医療施設担当部局：横須賀市健康部保健所健康づくり課

〃 地域医療推進課

II：(適用対象) ②において、当該施設の開設にあたっての資金については、資金計画書及び地域周辺の予定対象顧客数から算出される収支計画書を提出させることにより経営の継続性を判断する。

III：(施設規模等) ⑤の緑地確保の算定方法については、「適正な土地利用の調整に関する条例（平成17年横須賀市条例第50号）」における算定基準に準ずるものとする。

※なお、医師から発行された処方箋に基づき医薬品を交付する調剤薬局を設けることが考えられるが、健康保険法（第70条）にて申請者が同一で診療所内に併設することが認められないことから、診療所に隣接又は近接して設置することも考えられるため、その場合の調剤薬局は法第34条第1号に規定する施設として取扱うものとする。